

「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会」において
意見陳述を行う者の募集

平成 16 年 10 月 21 日
総務省

「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会」では、携帯電話事業における競争の促進及び周波数の有効活用の観点から、新規事業者の参入を含めた携帯電話用周波数帯の利用の在り方に関して、平成 16 年 10 月 21 日から平成 17 年 1 月を目途に、有識者、関係者等による意見交換を行う予定です。

については、平成 16 年 11 月 4 日及び 11 月 8 日の検討会において関係者からの意見陳述及び意見交換の機会を設けることとしていますので、参加を希望する者は下記の要領により申し出てください。なお、検討会の目的、進め方、検討事項等については、第 1 回検討会の配付資料を参照ください。

記

1 意見陳述を行える者

既存の携帯電話事業者及び携帯電話事業に参入する具体的な計画を有している者
とします。

参加希望が多数の場合、検討会事務局において提出頂いた資料をもとに意見陳述人
として数名を選定します。なお、希望者が多数のために意見陳述ができない者につい
ては、書面でのみ意見を提出できるものとします。

2 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 16 年 11 月 4 日及び 11 月 8 日に開催を予定している検討会にお
いて日本語で行うこととします。

意見陳述人は、下記の「検討会において検討すべき事項」について意見を陳述する
こととします。また、その他の関連する事項についても必要に応じ意見を陳述できる
こととします。

検討会への参加は、一の意見陳述人あたり原則として 1 名とし、必要に応じ補助者
1 名を同伴できるものとします。

検討会において検討すべき事項

新規周波数帯（1.7GHz 帯、2GHz 帯、2.5GHz 帯及び 700/900MHz 帯）に関する 検討事項

新規事業者のみが周波数を使用すべきか。また、周波数が不足する既存事業者も追加的に周波数を使用すべきか

将来の周波数逼迫に備えて、一部の周波数を保留することとすべきか

一の新規事業者が当初使用する周波数幅は何 MHz とすべきか。また、いくつの新規事業者が参入すべきか

新規事業者が満たすべき要件は何か（サービスの内容・提供地域・開始時期、1MHz 幅あたり利用者数の見込み等）

周波数の使用について新規事業者同士が競合する場合は、どのような基準により選定をすべきか

事業者が追加的に周波数を使用する際の要件は何か（過去の実績を基にした利用者数の見込み等）

1.7GHz、2GHz、2.5GHz の各周波数帯において、それぞれ異なる新規事業者が周波数を使用することとすべきか 等

3 進め方

意見陳述人が検討課題に関する意見陳述を順次行った後、検討会構成員及び意見陳述人により質疑応答及び意見交換を行うこととします。また、意見陳述人同士による質疑応答及び意見交換も可とします。

4 応募の手続き

意見陳述を希望する方は、以下の項目について、10月28日(木)17:00までに下記連絡先に提出してください。

意見陳述人の氏名、住所、電話番号等の連絡先

既存の携帯電話事業者の場合、会社の概要及び携帯電話事業の概要

新規事業者の場合、会社の概要、今後の携帯電話事業への参入計画を含めた

現在の取組の状況

また、可能な場合、陳述を予定している意見の要旨を示した文書・資料も併せて提出して下さい。

参加希望者が多数の場合、参加者の選定結果を別途事務局より連絡させていただくことがあります。

また、検討会での資料の提出については、別途事務局より連絡させていただきます。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

5 意見陳述の日程等

意見陳述は、以下の日程にて行います。

第2回検討会 平成16年11月4日(木) 10:00~12:00 場所：総務省(予定)

第3回検討会 平成16年11月8日(月) 10:00~12:00 場所：総務省(予定)

6 連絡先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(担当：松井(正)課長補佐、大野)

電話 (03)5253-5896

FAX (03)5253-5946

E-mail kakudai@ml.soumu.go.jp

住所 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館